

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定子ども園法」という。）第19条及び子ども・子育て支援法第38条に基づき令和5年4月20日に実施した特別監査の結果、高崎市幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守していないことが認められたので、認定子ども園法第20条及び子ども・子育て支援法第39条に基づき、令和5年6月15日付で、下記のとおり勧告することとしました。

記

1 勧告の対象

- (1) 法人名 学校法人外所学園
- (2) 代表者 理事長 外所元樹
- (3) 所在地 高崎市下小鳥町76番地8

2 施設名

幼保連携型認定子ども園 むつみ幼稚園

3 事実認定及び勧告理由

幼保連携型認定子ども園の職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないところ、児童に対する暴言及び安全への配慮を怠る等の虐待行為が認められた。

4 勧告事項

- (1) 虐待防止・撲滅のため責任を明確にし、厳正な措置を講ずること
- (2) 園長の監督責任を明確にすること
- (3) 保護者への説明責任を果たすこと

5 今後の対応

(1) 改善及び勧告事項改善報告書の提出期限は、令和5年7月18日(火)。当該法人は、勧告事項改善報告書に、この勧告に係る改善結果を市に報告し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出することとなる。市は、提出される勧告事項改善報告書を書面で確認するとともに、現地で実施状況を確認する。

(2) この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、子ども・子育て支援法第39条に基づき、その旨を公表することがある。また、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、認定子ども園法第20条及び子ども・子育て支援法第39条に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、子ども・子育て支援法第39条に基づき、その旨を公示することとなる。

担当：高崎市福祉部指導監査課
 電話：027-321-1354（直通）
 担当：高崎市福祉部保育課
 電話：027-321-1246（直通）